

富木島診療所 居宅療養管理指導のご案内

令和3年10月1日作成
令和4年12月3日一部修正
令和5年6月25日一部修正
令和6年4月1日一部修正
令和6年6月1日一部修正

この案内は「富木島診療所」の居宅療養管理指導の重要事項について書かれています。

南医療生活協同組合 代表者名：代表理事 室生 厚
住 所：名古屋市緑区南大高2丁目204番地
電 話：052-625-0620



南医療生活協同組合 富木島診療所
(事業所番号 2314100575)

管理者 梅木 努
住 所 東海市富木島町伏見2-25-2
T E L 052-601-8521

最寄駅：知多バス 姫島バス停 徒歩5分

居宅療養管理指導の目的・内容

居宅療養管理指導の種類	目的・内容
医師が行う居宅療養管理指導	担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。 ※ 事業者への情報提供については、個人情報ですので利用者の同意を得て行います。

事業所の特徴等 体制、営業日

事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		勤務体制
		常勤(人)	非常勤(人)	
医師（管理者） 梅木 努他	3	2	1	勤務時間（8：30～17：30） 往診に伺った時にご指導します。
看護師 浅野 牧他	6	1	5	勤務時間（8：30～17：30） 利用者様と訪問の時間を調整します。

営業日（日曜日・祝日・12月30日午後より1月3日までは営業を行っておりません。）

曜日	午前	午後
月曜日	9：00 ～ 12：00	16：30 ～ 19：00
火曜日	9：00 ～ 12：00	16：30 ～ 19：00 *第3休診
水曜日	9：00 ～ 12：00	16：30 ～ 19：00
木曜日	9：00 ～ 12：00	16：30 ～ 19：00
金曜日	9：00 ～ 12：00	16：30 ～ 19：00
土曜日	9：00 ～ 12：00	

利用料

介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証に記載された利用者の負担割合に応じた額が利用者の負担額となります。

【算定の種類と単位】 令和6年6月1日施行

医師が行う場合の居宅療養管理指導の種類と介護報酬単位数

（1）居宅療養管理指導費（Ⅰ）

※医療保険の「在宅時(施設入居時等)医学総合管理料」等を算定しない利用者を対象とする場合に算定

- 1月に2回を限度として（1回あたり）
- ①単一建物居住者が 1人 515単位
 - ②単一建物居住者が 2～9人 487単位
 - ③単一建物居住者が 10人以上 446単位

（2）居宅療養管理指導費（Ⅱ）

※医療保険の「在宅時(施設入居時等)医学総合管理料」等を算定する利用者を対象とする場合に算定

- 1月に2回を限度として（1回あたり）
- ④単一建物居住者が 1人 299単位
 - ⑤単一建物居住者が 2～9人 287単位
 - ⑥単一建物居住者が 10人以上 260単位

単一建物居住者とは、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅に入所・入居している複数の利用者、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護で宿泊している複数の利用者に同一日に行った場合。

■ 1日あたりの利用料と自己負担額

上記の算定種類より	1日あたりの利用料 (介護報酬額)	1日あたりの 自己負担額	
居宅療養管理指導費		1割の方	2割の方
①単一建物居住者が 1人	5150円	515円	1030円
②単一建物居住者が2～9人	4870円	487円	974円
③単一建物居住者が10人以上	4460円	446円	892円
④単一建物居住者が 1人	2990円	299円	598円
⑤単一建物居住者が2～9人	2870円	287円	574円
⑥単一建物居住者が10人以上	2600円	260円	520円

※利用料は 1 月に 2 回を限度 1 回あたりの料金で、介護報酬額の 1 割または 2 割です。
利用料等のお支払方法

毎月 10 日までに前月分の請求を致します。費用のご清算に関しては、富木島診療所受付で現金支払いとなります。

1 担当者（居宅療養管理指導の管理者）

	氏 名	連絡先
医師（常勤）	梅木 努	富木島診療所（052-601-8521）

事業所の特色等

（1）事業の目的

患者様やそのご家族が安心して在宅医療を続けられるように、医療・介護の連携を図りながら支援いたします。

（2）運営方針

患者様やそのご家族の思いを尊重した医療・介護の提供に努めます。
ケアマネージャや訪問看護、訪問介護等の事業所と連携してよりよいケアの提供に努めます。

2 居宅療養管理指導の内容

（1）指導日・時間 訪問診療の際にあわせて行います。

（2）サービス内容 居宅療養管理指導計画に沿い、ご利用者様やご家族様に必要な相談・指導を行います。また、利用者様が契約を結んでおられる居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、居宅療養情報提供書を一月に 1 回、また病状の変化に伴い必要な場合に送付します。

（3）キャンセル規定

利用者の都合によるキャンセル料は頂きませんが、キャンセルされる場合はなるべくお早めにご連絡ください。

(4) その他

事 項	内 容
満足度評価や 監査による改善	患者様の満足度を上げるため、アンケートで効果等を評価や、内部・外部からの監査により、サービスの改善・向上に努めます。
従業員研修	随時、療養管理指導の研修を行っています。

サービスに関する苦情

利用者様に提供したサービスに関する苦情や相談は、富木島診療所までご連絡ください。また、市町村の相談窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

当診療所苦情相談窓口	窓口責任者 看護師 浅野 牧 電話 (052) 601-8521
市町村・他の苦情相談	知多北部広域連合 電話 代表 (052) 689-2262 愛知県国民健康保険団体連合会 電話 代表 (052) 971-4165

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 実施の有無 | (有) |
| (2) 実施した直近の年月日 | 毎年 10 月 |
| (3) 実施した評価機関の名称 | 日本医療福祉生活協同組合 |
| (4) 評価結果の開示状況 | 事業所にて閲覧いただけます |

事故発生時の対処方法について

利用者に対する（居宅療養管理指導）の提供により事故が発生した場合は（知多北部広域連合）利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対する（居宅療養管理指導）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

損害保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられるよう労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当の範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先業者の方、ご利用者及びご家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時が発生しない為の再発防止策を検討します。

感染対策について

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理をおこないます。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね（6か月に1回）開催するとともに、その結果について従業員に通知します。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備していきます。
- (5) 従業者に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

令和 年 月 日

事業者

住所 東海市富木島町伏見 2-25-2

事業者（法人）名 南医療生活協同組合
施設 名 富木島診療所

（事業所番号：2314100575）

代 表 者 名 代表理事 室生 厚 印

説明者

職 名 看護主任
氏 名 浅野 牧 印

同 意 書

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受け、富木島診療所に居宅療養管理指導を行っていただくことに同意いたします。また、連携医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業者等に私の情報を提供することに同意いたします。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

代理人（選任した場合）

住所

氏名 印